

第2次 新城市環境基本計画（改訂版）概要版 （令和2年度～令和13年度）

【令和8年3月策定】

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の目的

第2次新城市環境基本計画（以下「前計画」という。）は令和2年（2020年）3月に策定されてから約5年が経過しました。前計画の内容を継承しつつ、現在の環境の状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和7年度（2025年度）に中間見直しを行い、「第2次新城市環境基本計画（改訂版）（以下「本計画」という。）」として改訂いたしました。

本計画は、気候変動対策、生物多様性の確保、自然共生、気候変動への適応など、世界・国・県の方針や市民・事業者の意識変化を反映しています。また、本計画の目的は、市内の良好な環境を守り、創出する施策を総合的・計画的に推進することです。

2 計画の役割・位置づけ

本計画は、新城市環境基本条例第7条に基づく法定計画であり、「新城市総合計画」の基本構想を環境面から後押しし、実現するための基本計画として位置づけられています。

本計画では、新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、時代に即した環境ビジョンや計画の位置づけを定めます。

本計画には、「生物多様性地域戦略」、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・エネルギービジョン」及び「新城市地域気候変動適応計画」を包含します。

3 計画の範囲

- 生物多様性：森林、河川、農地、湿原、里地里山、生物多様性、自然とのふれあい、水循環 など
- 脱炭素社会：温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通 など
- 循環型社会：ごみの減量・再資源化、リサイクル、食品ロス削減 など
- 生活環境：大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、災害、歴史・文化 など
- 参加・協働：人材育成、環境の保全と創出活動、環境教育、環境情報 など

4 計画期間 令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

年度	H20 2008	H25 2013	H30 2018	R 1 2019	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032
総合計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →											第3次 策定 (予定)		
新城市 環境基本計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →											第3次 策定 (予定)		
新城市 環境行動計画		第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →											第3次 策定 (予定)	

第2章 計画の基本方針

1 目指すまちの将来像

第2次新都市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像は、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」です。

本計画では、第2次新都市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、目指すべき環境像（環境ビジョン）を定めます。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

第3章 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げる目指すまちの将来像の実現に向け、次の6つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定します。



目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

環境ビジョン1	多様な生態系と共生するまち	豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用	豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生
			豊かな自然を地域資源として活用
		自然に親しむ	自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり
			自然に親しむ心の醸成
環境ビジョン2	気候変動対策を進めるまち	エネルギー自治	省エネルギー行動の推進
			再生可能エネルギー導入の推進
			エネルギー自治の推進
		環境にやさしい交通行動	公共交通機関の利用推進
			歩行と自転車利用の推進
			環境に配慮した自動車利用
		気候変動への適応策	気候変動への適応策の推進
		森林吸収源対策	森林の適切な維持管理
地域材の利用促進			
地産地消	地産地消の推進		
環境ビジョン3	ものが循環するまち	ごみの減量	3Rの推進
			食品ロスの削減
			もったいない意識の普及啓発活動
			ごみ分別・収集・処理体制の整備
		持続可能な消費行動	環境・人・社会・地域に配慮した消費行動
環境ビジョン4	災害に強いまち	災害対策	自然災害への対応
			地域自主防災の意識の醸成
			地域レジリエンスの強化
環境ビジョン5	生活環境を守るまち	公害等の未然防止	公害を未然に防ぐ体制強化と連携
		健全な水循環	健全な水循環の構築・強化
		歴史文化の保全・整備・活用	史跡、名勝、天然記念物や建造物の保全・整備
			歴史文化の活用
環境ビジョン6	みんなで取り組むまち	環境人材の育成(市民、職員)	市民の人材育成:環境活動リーダーの育成
			市民の人材育成:活躍の場づくり
			職員の人材育成:職員研修の実施
			職員の人材育成:行動計画と進行管理
		パートナーシップの強化	庁内連携の強化
			環境活動の支援
			市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携
		環境教育の実施	環境教育の拠点の活用
			環境教育・体験学習の実施
			環境教育体制の整備
環境情報の提供			

第4章 新城市生物多様性地域戦略

1 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

2 本市の環境

本市は、1,000mほど標高差がある地形で、平野や高原、急峻な山岳、溪谷など非常に変化の富んだ地形となっています。本市の主要水系は豊川と矢作川の2つあり、豊川に沿って日本最長の断層帯である中央構造線が通り、地形と地質が本流右岸の内帯と左岸の外帯に分かれています。

市域の約83%を占める森林は、在来シイ・カシ類などの常緑広葉樹林が点在するものの、その面積の約73%以上はスギやヒノキなどの人工林です。この人工林は、木材価値の下落と共に手入れ不足が原因で、荒廃した森林が社会問題となっています。

作手地区の中間湿原群は「作手中間湿原群」として環境省の全国重要湿地500に選定されており、湿原群を代表する長ノ山湿原は愛知県指定の天然記念物にも指定されています。

生物多様性の観点から全国的に見ても絶滅の危険性のあるヤチスギラン、サワラン、サギソウ、トキソウなどの貴重なものがみられます。

その他、山間地を中心に、特別天然記念物のニホンカモシカなど多くの動物の生息がみられます。一方で、大型・小型の獣類（イノシシやハクビシンなど）による農林業被害などが発生しており、生息数や生息分布の適正な管理が行われています。全国的に分布拡大の傾向にあるツキノワグマも市内で確認されています。



3 目標

生物多様性への意識を高め、生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと、人が共に生きていくことができるまちを目指すため、本市の目標を「多様な生態系と共生するまち」とします。

4 施策・推進体制・進行管理

目標である「多様な生態系と共生するまち」を実現するため、2つの行動計画を柱としながら、市民、事業者、市によって、生物多様性地域戦略を推進します。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第7章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

具体的な目標や施策については、今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」に基づき、生物多様性地域戦略を推進していくものとします。

行動計画1：豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

- 豊かな生物多様性を育む自然環境の把握・保全・再生
- 豊かな生物多様性を育む自然環境を地域資源として活用
- 豊かな生物多様性を育む自然環境を地球温暖化から守る

行動計画2：自然に親しむ

- 自然を活かしたまちなみ景観づくり・ふれあいの場所づくり
- 自然にふれあい学びます
- 自然に親しむ心の醸成
- 自然に親しむ団体の活性化を図ります

第5章 新都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・エネルギービジョン）

1 計画期間

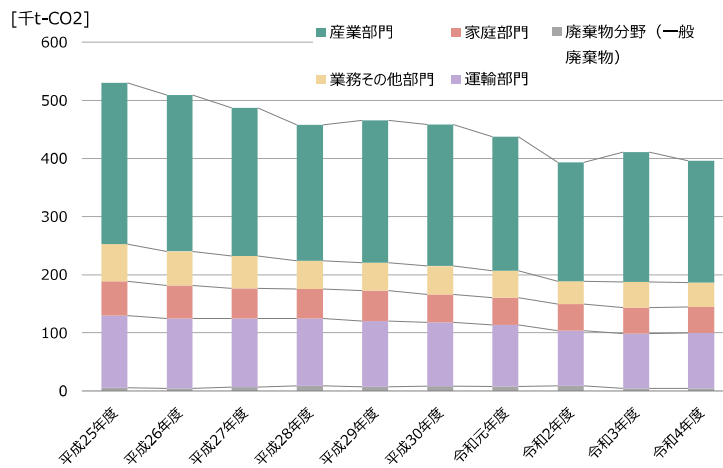
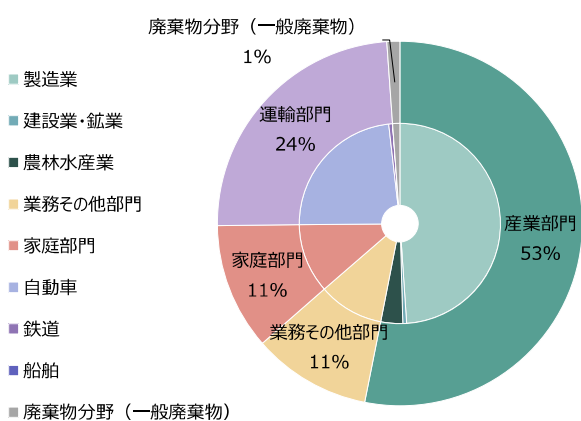
令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

2 本市の現況

1) 温室効果ガス排出量の推移

本市の令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量の内訳をみると、産業部門が53%、業務その他部門が11%、家庭部門が11%、運輸部門が24%、廃棄物分野（一般廃棄物）が1%となっています。

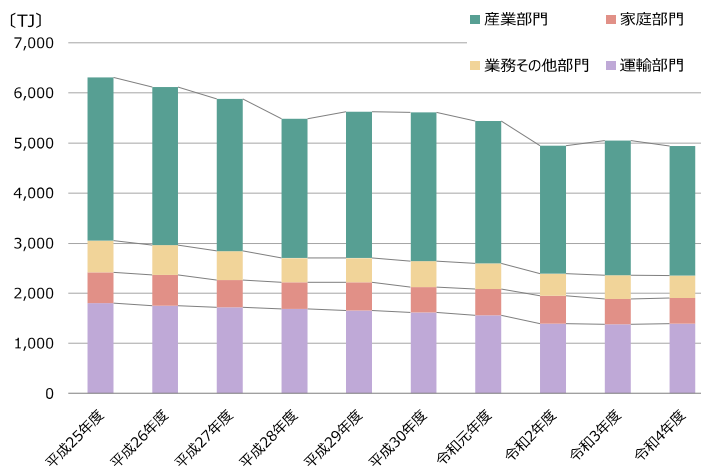
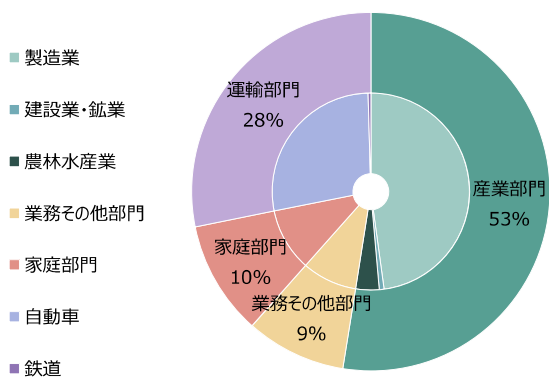
温室効果ガス排出量の推移をみると、総排出量、部門別の排出量ともに減少傾向にあります。減少の要因としては、機器や自動車の省エネ化に加え、活動量（人口や保有自動車台数、製造品出荷額など温室効果ガスの排出に起因する指標）の減少・停滞が影響していると考えられます。



2) エネルギー消費量の推移

本市の令和4年度（2022年度）のエネルギー消費量の内訳をみると、産業部門が53%、業務その他部門が9%、家庭部門が10%、運輸部門が28%となっています。

エネルギー消費量の推移をみると、総エネルギー消費量、部門別の消費量ともに減少傾向にあります。



3 削減目標

1) 本市における温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。さらに、令和 32 年（2050 年）ネット・ゼロ実現に向け、令和 17 年度（2035 年度）、令和 22 年度（2040 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）からそれぞれ 60%、73%削減することを目指しています。

国の目標をふまえ、本市では、令和 32 年度（2050 年度）ゼロカーボンを目指し、温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

温室効果 ガス 削減目標

市内の温室効果ガス排出量を、平成 25 年度（2013 年度）を基準として

- 削減目標：
令和 12 年度（2030 年度）50%削減
令和 22 年度（2040 年度）73%削減
- 計画最終年度・削減目標：
令和 13 年度（2031 年度）52%削減

〔単位：千 t-CO₂〕

項目	基準年度	統計上の 最新年度	目標年度		
			削減目標(挑戦的な目標)		削減目標
	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)
排出量	530	396	265	143	252
削減量	—	134	265	387	278
削減率	—	25%	50%	73%	52%

2) エネルギーに関する目標

「新城市エネルギービジョン（平成 30 年 3 月）」により策定したエネルギーに関する目標を、令和 4 年度（2022 年度）時点において達成をしています。一方で、新城市エネルギービジョンは計画期間を通じた施策の方向性を示し策定していることから、現行の目標水準は維持し次期計画策定時に改めて検討します。

4 施策・推進体制・進行管理

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、前計画の施策を引き継ぎながら、新しい環境ビジョンの実現に向けた施策を実施していきます。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第 7 章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

具体的な目標や施策については、今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進していくものとします。

施策 1： エコな暮らしプロジェクト

施策 2： スマートエナジープロジェクト

施策 3： 育成と共生の森づくりプロジェクト

施策 4： みのり（経済・社会等のコベネフィット）

施策 5： 環境学習都市づくりプロジェクト

がめぐるまちづくり推進プロジェクト

第6章 新城地域気候変動適応計画

1 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間

2 関連計画との位置づけ

本計画は、気候変動適応法第12条に基づき、本市の地域気候変動適応計画を第6章として新たに策定します。

3 適応に関する基本的な考え方

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、農業・林業・水産業～健康～国民生活など7つの分野について、本市に存在する項目を対象に、以下の2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1) 国及び愛知県において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい・高いと評価される項目
- (2) 本市において、気候変動による影響が既に生じている・本市の地域特性から重要である分野・項目

4 これまで及び将来の気候変動影響と市が行う主な対策について

本市が今後重点的に取り組む分野・項目における気候変動によるこれまで及び将来の影響と本市が行う主な対策を以下に示します。

分野	大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
水環境・水資源	水資源	水供給（地表水）	局地的豪雨などの大雨や渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念されています。	未使用ポンプを活用し追加揚水を実施しています。
生態系	野生鳥獣の影響		気温の上昇や積雪期間の短縮によって、野生鳥獣の生息域拡大のみならず、人や生態系への被害の拡大も懸念されています。	有害鳥獣捕獲を実施しています。
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水	局地的豪雨などの大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。水害の頻発や極めて大規模な水害の発生が懸念されています。	水防に関する資材の購入補助及び市民への啓発を実施しています。
	山地	土石流・地すべり等	近年、全国各地で土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。土砂災害の発生頻度や突発的で局所的な大雨に伴う土砂災害の増加が懸念されています。	防災無線、防災アプリによる伝達などを実施しています。
経済活動・産業	エネルギー	エネルギー供給	極端現象（大雨や猛暑日等）の頻度や強度の増加のリスクに備え、引き続き気候変動による影響を注視する必要があります。	指定避難所へのエネルギー供給体制の整備や蓄電池の補助金交付などを実施しています。
国民生活・都市生活	都市インフラ	水道・交通等	記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響等が確認されています。気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。	一部浄水場での薬注量の再設定やハザードマップを作成し各戸配布を実施するほか、県建設事務所、電力会社等との合同訓練、会合等への参加により情報交換を実施しています。
	その他	暑熱による生活への影響等	都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしています。都市化によるヒートアイランド現象に一層の拍車がかかることで、都市域ではより深刻な気温上昇が懸念されています。	熱中症警戒情報発生時の連絡体制の整備を実施しています。

第7章 計画の総合的運用

1 基本的な考え方

目指すまちの将来像の実現にむけ、本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市民、事業者、市の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。本計画では新城市環境基本条例の基本的な考え方を踏まえ、新城市自治基本条例の基本原則にそってみんなで協力してまちづくりを推進し、環境ビジョンの実現を目指します。

2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携

目指すまちの将来像の実現のためには、「環境ビジョン6 みんなで取り組むまち」で掲げたように、自ら環境に対して行動を実践する環境人材の育成や教育の他、多様な主体が連携し、環境ビジョン1～5で掲げた持続可能な活動や環境行動を進めていく必要があります。

主体	各主体の役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 環境行動の実施と環境活動の積極的な参加● 環境活動に関する知識・スキルの習得
事業者 (市民団体含む)	<ul style="list-style-type: none">● 環境活動の実施と市民や他組織との協働● 活躍の場の創出
市	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関する施策の実施と活動支援● 情報共有及び協働の場の創出と人材育成
協働の場	
<ul style="list-style-type: none">● 環境活動に関する情報提供及び共有● 環境に関する知識やスキルを習得するための講座やワークショップ● 環境活動における課題解決やより発展した取り組みに向けた意見交換● 環境に関する施策の実施状況の評価・検証● 多くの主体が参加し、相乗効果が望めるような環境活動の創出	

3 計画の進行管理

本計画で掲げた環境ビジョンを着実に実現するため、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「見直し (Action)」のPDCAサイクルにより、環境ビジョンの達成状況や施策の実施状況の評価し、改善点を施策等に反映します。

施策の実施状況や目標の達成状況については、「新城市環境報告書」において毎年公表します。

また、市民、事業者、市が協働する機会を設け、参加者同士の交流・情報交換を行うとともに、市民、事業者等からの意見の募集や環境活動の場の創出を行います。

これらをもとに、今後改訂予定の「新城市環境行動計画 (改訂版)」において設定する成果指標に基づき、検証・評価を行います。

検証・評価の結果は、「新城市環境行動計画 (改訂版)」、施策及びその他関連計画の改善・見直しに反映させます。



発行 新城市

編集 市民協働部 環境政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL : 0536-23-1111 (代表) FAX : 0536-23-7047

URL : <https://www.city.shinshiro.lg.jp/>